



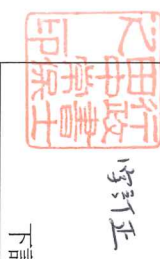
津市農業委員会会長 様

譲受人 氏 名 株式会社 ADI
代表取締役 安田 克志

譲渡人 氏 名 横山 幸一

平成30年6月 / 8 日

農地法第5条第1項の規定による許可申請書



下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項の規定によって許可を申請します。

1 当事者の氏名 住所及び職業	当事者の別	氏 名	住 所		職 業									
	譲受人(借入)	株式会社 ADI 代表取締役 安田克志	鈴鹿市桜島町三丁目11番地の2		不動産業									
2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収獲高及び耕作者の氏名等	譲渡人(貸入)	氏 名	横山 幸一		農 業									
			以下余白											
2 許可を受けようとする土地の所在・地番・地目・面積・利用状況・普通収獲高及び耕作者の氏名等	土地の所在	地番	地 目	面積	利用状況	10a当たり普通収獲高	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別						
				登記簿	現況				(㎡)	—				
				津市芸濃町椿本字小場左場	畑				荒畑	1697	荒畑	—	横山幸一	その他の区域
				以下余白										
				計	1697 ㎡(田)				畑	1697 ㎡	・ 牧草放牧地			計

3 転用計画	(1) 転用の目的	建売分譲用地として	(2) 権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細	建売分譲用地として利用するため
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	許可日から 永年		

4 権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他	
						所有権
5 資金調達についての計画	事業費	土地造成費	700 万円	調達方法	自己資金	2150 万円
		土地取得費	850 万円		借入金	2500 万円
		建築費	3100 万円		計	4650 万円
		計	4650 万円			

6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	隣地説明について	隣接地権者様、地元役員様には説明済みです。	
		土地造成について	盛土 約10～50cm
		土砂の流出について	周囲にはCBを設置して、土砂の流出を防ぎます。また、工事に伴う周辺農地への被害はありません。
		日照・通風等について	影響ありません。
		用水について	公共上水道を引き込みます。
7 その他参考となるべき事項	汚水等処理について	合併処理浄化槽にて処理し、新設道路側溝へ接続します。(地元組長に説明済み)	
	その他	万一周辺農地等へ被害を及ぼしたときは、当方で責任を持って解決します。	

行政書士 田中常保
TEL 059-383-0987
FAX 059-383-0023



(記載要領)
(1) 法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
(2) 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」、及び「譲渡人何某何何」とし、申請書の1及び2の欄には「印紙記載のとおり」と記載して申請できるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
(3) 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
(4) 「10a当たり普通収獲高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
(5) 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
(6) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載してください。
(7) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開發許可及び同法第43条の建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号からホのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開發行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。



津市農委指令第津 ー 5 許 ー 1 4 0 号
平成 3 0 年 7 月 1 8 日

津市農業委員会会長 守山 孝之



別紙申請は、次の条件をつけて許可します。

条件

- 1 申請書に記載された事業計画 (用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。) にしたがってその事業の用に供すること。
- 2 転用目的が達成されるまでの間、本件許可の日から 3 か月及びその後 1 年ごとに工事及び転用の進捗状況を報告すること。又、転用目的が達成されたときは、遅滞なくその旨を報告すること。

注意事項

申請書に記載された事業計画 (用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。) にしたがってその事業の用に供しないときは農地法第 5 1 条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、もしくは、相当の期間を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

[教示]

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法 (平成 2 6 年法律第 6 8 号) 第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に津市農業委員会に審査請求書 (同法 1 9 条第 2 項各号に掲げる事項 (審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。)) を記載しなければなりません。) を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第 5 3 条第 2 項の規定により、この処

分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会（東京都千代田区霞ヶ関3丁目1番1号中央合同庁舎4号館）に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）を正本及び津市農業委員会と関係都道府県知事の数に等しい部数の副本を提出して裁定の申請をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津市を被告として（訴訟において津市を代表する者は津市農業委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



津市農業委員会 2号 140号